

事 務 連 絡  
平成27年2月12日

各地方農政局 農産部 生産技術環境課長 殿  
沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課長 殿

生産局農産部農業環境対策課  
鳥獣災害対策室室長

### 鳥獣被害防止総合対策交付金における受益戸数要件について

平成26年5月から7月にかけて行われた地方分権改革に関する提案募集に対して、鳥獣被害防止総合対策交付金により整備事業を実施する場合の採択要件が、受益戸数3戸以上であることについて、受益農家戸数の考え方を明らかにすること、並びに整備事業を実施する農家が1戸であっても集落で管理する場合は事業対象としてほしい旨の要望があり、別添の回答のとおり内閣府と調整を行い、1月30日に閣議決定されました。

つきましては、今後同様の問い合わせも想定されるため、受益戸数の考え方について、下記のとおり整理しましたので、貴局管内都府県へ周知していただくようお願いいたします。

### 記

- 1 受益農家とは、鳥獣被害防止対策を実施することにより何らかの益を受ける農林漁業者のことをいう。地域の担い手に耕作を依頼している場合であっても、人・農地プランの協定等に基づいて、水路や農道等の管理を行っている者や畜産農家についても受益農家となり得る。(受益農家は、柵設置農家だけではない。)
- 2 地形等の理由から連続した柵の設置が困難な場合は、集落などの各整備地区において受益農家等により一体的に柵の維持管理が行われ、被害を防止する上で効果的・効率的であることを前提に、3戸以上の受益農家が離れているため連続しない柵となった場合であっても、整備地区全体として受益戸数3戸以上の要件を充たしているものと見なす。

(農林水産省)

(別添)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	各府省からの第2次回答		
							区分	回答	意見	意見	意見	区分	回答	
431	鳥獣被害防止総合対策交付金の採択要件の緩和について	鳥獣被害防止施設(電気柵等)の整備事業を実施する場合、受益戸数が「3戸以上」であることが採択要件とされているが、これを1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	【具体的な支障事例】 農地の集約化が進む中、一団の農地を1人の担い手が耕作する場合は、本交付金の対象とならず、一方で集約化されずに3戸以上の担い手が耕作する場合には対象となるのは、不公平感を生じさせ、農地の集約化を目指す現行施策と整合しない。 【制度改正必要性】 1戸の担い手に農地を集約した場合、国の採択要件に合わず、電気柵等を張る場合に自己負担となるため、受益戸数が1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱別表1	農林水産省	立山町	C	対応不可	農林水産省においては効果的な被害防止対策を推進する観点から、地域全体で取り組む侵入防止柵の設置等に対する支援を行っています。当該交付金の3戸要件とは、耕作の担い手が3戸ということではなく、自給的農家や畜産農家も含め、侵入防止柵の設置等により受益する農家が3戸以上あれば良いとしています。なお、当該交付金の活用が困難な場合、市町村が策定した被害防止計画に基づいて実施する取組による経費のうち、駆除等経費については、市町村が負担した経費の8割が特別交付税で措置されるので、これの活用も検討していただきたいです。	3戸要件の受益する農家の定義についてご教授願います。	—	【全国市長会】 鳥獣被害防止施設を必要とする地域は山間部の小さな農地が点在する場所であることが多く、「3戸以上」という条件に合致しない場合が多い。このため、耕作者数が少ない農地にも対応するための面積要件や被害状況要件などについて検討を求める。  【全国町村会】 3戸要件の受益する農家の定義について明示いただきたい。	D 現行規定により対応可能	受益する農家とは、鳥獣被害防止対策を実施することにより何らかの益を受ける農林漁業者のことです。地域の担い手に耕作を依頼している場合であっても、人・農地プランの協定等に基づいて水路や農道等の管理を行っている者や畜産農家についても受益農家になり得ると考えます。 なお、地形等の理由から連続した柵の設置が困難な場合は、集落などの各整備地区において受益農家等により一体的に柵の維持管理が行われ、被害を防止する上で効果的・効率的であることを前提に、3戸以上の受益農家が離れていても、整備地区全体として受益戸数3戸以上の要件を充たしているものとみなします。 上記のような受益農家の3戸要件の考え方について、地方農政局等を通じて周知することとします。